

2016年4月15日

全国信用金庫協会  
会長 大前 孝治 殿

全国金融労働組合連合会  
中央執行委員長 中島 康隆

## 要 請 書

貴職のご活躍に敬意を表しますとともに、日頃のご協力に感謝申し上げます。

昨年、中小企業労働者や非正規労働者などにもベアが広がったものの、4年連続して実質賃金が低下しています。2016年春闘では、労働者の生活改善に向けた大幅賃上げの実現と、日本の平和と民主主義を蹂躪し、格差と貧困を拡大する暴走政治をこれ以上許していいのかが、厳しく問われています。

昨年より実施された金融機関の預金保険料率引き下げによる負担軽減は、大幅賃上げのまたとない好材料であったにもかかわらず、労働者の処遇改善には向けられていません。

しかし、今春闘では、早々と経営者側が株価の低下や日銀による異例のマイナス金利といった、マイナス要素の多い材料だけを持ち出して、メガバンクを中心に日本経済再生にとって不可欠のベースアップ要求に背を向けています。このことは、労働者の深刻な生活実態を無視した、あまりにも身勝手な態度であると言わざるを得ません。

私たちは、1997年のピーク時に371,670円あった現金給与総額(正規・非正規労働者全体)が、2014年には313,757円と、57,913円(15.6%)も減少した労働者の賃金を、せめて「アベノミクスの前まで戻すこと」を目的に「月2万円以上、時間給150円以上の賃上げ」要求を掲げています。さらに労働者の健康確保に向けて「パワハラ根絶」「労働時間の短縮」、非正規労働者の待遇改善に向けて「同一労働同一賃金」「均等待遇」「無期雇用化」などの要求を掲げて今春闘を進めています。

地域経済に責任を担う金融機関が本来の役割を取り戻し、金融労働者の生活と権利を守り、明るく働きやすい職場の実現をめざす立場から貴会に以下のとおり要請しますので、全ての会員企業に周知・啓蒙していただくようお願い致します。

### 記

1. 労働組合の春闘要求に誠実に応え、全労働者に対して賃金の底上げ(ベースアップ)を実施するよう指導すること。
2. 「労働者が安心して働き続けられることができる社会を実現する」という、「労働契約法」「労働者派遣法」の改正の趣旨を踏まえ、「期間の定めのない」無期雇用契約への転換など非正規労働者の雇用確保に努めるとともに、正規雇用者との合理性のない差別の是正を図るよう指導すること。

3. 賃金・退職金の引き下げなしの65歳定年制を図ること。やむを得ず再雇用制度を導入する場合、希望者全員の雇用延長と年金支給開始まで定年時の賃金保障を行なうこと。金融機関の社会的・公共的使命に鑑み、2025年度まで選別基準を認めるような「経過措置」の早期解消を指導すること。  
また、労使間で十分な協議を行わず、高年法の趣旨に反する一方的な定年再雇用拒否・契約更新拒否を行なっている渡島信金に対して労使紛争の解決を図るよう指導すること。
4. 労働者の尊厳と心身両面の健康を破壊するパワーハラスメントなど、職場でのいじめ・人権侵害を根絶すること。また休業者に対する丁寧な職場復帰を行なうこと。ストレスチェックの実施にあたっては個人情報保護し、人事考課などに反映させないようにして実効性の確保に努めるよう指導すること。
5. 慢性残業・休日出勤の改善や昼休み・年次有給休暇の完全取得など、総実労働時間の短縮に向け、具体的な施策を進めること。また、不払い残業をなくすこと。
6. 金融商品取引法を遵守し、投資信託をはじめとした金融リスク商品のノルマ推進などをやめること。
7. 新たな融資や、返済条件変更の申し込みに対して、引き続き各金融機関が積極的に取り組み、厳しい経営環境が続く中小企業の経営支援に向けた金融円滑化を図ること。
8. 信用保証制度を形骸化する「見直し」を行わないよう、行政に働きかけること。
9. 過大な金利競争を行わないよう、業界内で「自主規制」すること。
10. 長年にわたり不当労働行為を断罪され続けているにもかかわらず、労働委員会や裁判所の命令・判決に従わない渡島信金に対して、コンプライアンスの立場からも第三者機関の判断に従って争議の早期解決を図るよう、業界として厳しく指導すること。
11. 旧・武生信金が公益通報者2名を不当解雇した問題で、福井信金に対して、速やかに争議解決を指導すること。
12. 残業代不払いの法違反はもとより、パワハラで心の病に追い込んだ労働者を職場復帰させずに解雇し、支店長が返済条件変更を「後ろ向きの仕事」として職場で担当者を罵倒するなど、厚生労働省や金融庁の指針等にも反し、労働者・顧客いじめを行う大阪シティ信金へ速やかに争議解決を指導すること。

以上